

岩手県告示第 411 号

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）第 26 条第 2 項の規定により、平成 20 年度岩手県地域限定通訳案内士試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験科目

(1) 筆記（第 1 次）試験

ア 外国語（記述式）

英語、中国語及び韓国語のうち、受験者の選択する 1 箇国語

イ 岩手県の地理（多肢選択式）

ウ 岩手県の歴史（多肢選択式）

エ 岩手県の産業、経済、政治及び文化（多肢選択式）

(2) 口述（第 2 次）試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による実践的コミュニケーション能力。人物考査を含む。）

2 受験資格、試験の期日及び場所並びに合格者の発表

	筆記（第 1 次）試験	口述（第 2 次）試験
受験資格	年齢、性別、学歴、国籍その他の制限はない。	筆記（第 1 次）試験に合格した者
試験の期日	(1) 平成 20 年 8 月 31 日(日) 外国語 午前 10 時から正午まで (2) 平成 20 年 10 月 5 日(日) ア 岩手県の地理 午後 1 時 20 分から午後 2 時まで イ 岩手県の歴史 午後 2 時 20 分から午後 3 時まで ウ 岩手県の産業、経済、政治及び文化 午後 3 時 20 分から午後 4 時まで	平成 20 年 12 月 14 日(日)
試験の場所	岩手県盛岡市。ただし、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 3 条の規定による平成 20 年度通訳案内士試験との併願者の外国語（記述式）の試験については、通訳案内士試験の会場で外国語試験を受験するため、通訳案内士試験と同一の場所となる。（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市、ソウル市、北京市、香港特別行政区、台北市（ソウル市では韓国語のみ、北京市、香港特別行政区及び台北市では中国語のみ実施する。))	岩手県盛岡市
合格者の発表の期日	平成 20 年 11 月 21 日(金)（予定）	平成 21 年 2 月 6 日(金)（予定）
合格者の発表の方法	岩手県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否結果を通知する。 なお、一部の科目について合格点を得た場合は、その旨を文書にて通知する。	岩手県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、岩手県報において受験番号及び氏名を公示し、受験者全員に合否結果を通知する。 また、最終合格者には、岩手県地域限定通訳案内士試験合格証書を交付する。

3 受験手続

(1) 受験願書の受付期間及び受付時間

平成20年5月26日(月)から同年6月27日(金)まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、受験願書を郵送する場合は、6月27日(金)必着とする。

(2) 受験手数料

受験手数料は、岩手県収入証紙8,100円を受験願書に貼付すること。受験手数料は、受理した後は一切返還しない。

(3) 受験願書提出先

岩手県商工労働観光部地域産業課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号019-629-5538)

4 特例(試験の一部免除)

(1) 平成19年度岩手県地域限定通訳案内士試験を受験した者

ア 岩手県地域限定通訳案内士試験に合格した者

岩手県地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該試験において選択した外国語と異なる外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、筆記試験のうち、「岩手県の地理」、「岩手県の歴史」及び「岩手県の産業、経済、政治及び文化」を免除する。

イ 筆記(第1次)試験に合格した者

平成19年度岩手県地域限定通訳案内士試験のうち、筆記(第1次)試験に合格し、口述(第2次)試験に不合格又は口述(第2次)試験を未受験の者は、願いにより、筆記(第1次)試験の「外国語(平成19年度と同一の外国語に限る。）」、「岩手県の地理」、「岩手県の歴史」及び「岩手県の産業、経済、政治及び文化」を免除する。

ウ 筆記(第1次)試験の一部の科目に合格している者

平成19年度岩手県地域限定通訳案内士試験の筆記(第1次)試験で、一部の科目について合格基準点に達した者は、願いにより、当該科目(外国語は当該試験において選択した外国語と同一の外国語に限る。)の筆記(第1次)試験を免除する。

(2) 通訳案内士試験又は通訳案内業試験に合格した者又は平成19年度通訳案内士試験を受験した者

ア 通訳案内士試験又は通訳案内業試験に合格した者

通訳案内士試験又は通訳案内業試験に合格した者が、当該試験において選択した外国語と同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

イ 通訳案内士試験の外国語筆記試験に合格している者

平成19年度通訳案内士試験の外国語筆記試験で合格基準点に達した者が、同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

(3) 平成19年度に他県の知事が実施した地域限定通訳案内士試験を受験した者

ア 他県の知事が実施した地域限定通訳案内士試験に合格した者

平成19年度に他県の知事が実施した地域限定通訳案内士試験に合格した者が、同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

イ 外国語筆記試験に合格した者

平成19年度に他県の知事が実施した地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験で合格基準点に達した者が、当該試験において選択した外国語と同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

(4) 実用英語技能検定1級に合格している者

財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級に合格した者が英語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語(英語に限る。)筆記試験を免除する。

5 受験願書及び試験施行要領の配布場所

受験願書及び試験施行要領は、次の場所で配布する（郵便により請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載し、120 円分の切手を貼付した返信用封筒（角形 2 号、縦 33.2 センチメートル、横 24 センチメートル）を同封して、岩手県商工労働観光部地域産業課あて請求すること。）。

配布場所

名 称	住 所	電 話
岩手県商工労働観光部地域産業課	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号	019-629-5538
盛岡地方振興局企画総務部	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号	019-629-6512
県南広域振興局経営企画部	〒023-0053 岩手県奥州市水沢区大手町一丁目 2 番地	0197-22-3008
県南広域振興局花巻総合支局地域支援部	〒025-0075 岩手県花巻市花城町 1 番 41 号	0198-22-4911
県南広域振興局花巻総合支局遠野行政センター	〒028-0525 岩手県遠野市六日町 1 番 22 号	0198-62-9930
県南広域振興局北上総合支局地域支援部	〒024-8520 岩手県北上市芳町 2 番 8 号	0197-65-2731
県南広域振興局一関総合支局地域支援部	〒021-8503 岩手県一関市竹山町 7 番 5 号	0191-26-1414
県南広域振興局一関総合支局千厩行政センター	〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方 85 番地 2	0191-52-4901
大船渡地方振興局企画総務部	〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1	0192-27-9911
釜石地方振興局企画総務部	〒026-0043 岩手県釜石市新町 6 番 50 号	0193-25-2701
宮古地方振興局企画総務部	〒027-0072 岩手県宮古市五月町 1 番 20 号	0193-64-2211
久慈地方振興局企画総務部	〒028-8042 岩手県久慈市八日町一丁目 1 番地	0194-53-4981
二戸地方振興局企画総務部	〒028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡 52	0195-23-9201

6 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部地域産業課にお問い合わせください。